

局に資料あり。詳細を知りたい方は事務局へどうぞ)――

スーパーという名のとおりに新田地区だけでも対象面積64.6ha、計画人口15,000人をスクラップ&ビルドで再生させようとする巨大プロジェクト。目をみはる大規模防災事業は、同時に東京一局集中の軌道を増幅させ、巨大さゆえに発生する新たなリスクとの対応への始まりでもある…。開発とリスクの限らないイタチゴッコがもたらすコ・ス・ト災害を象徴するような事業に映り、置き去りにされてしまった「過密問題」「過疎問題」の言葉が思い浮かんだのは、私だけであろうか？

そうこうするうちに見学も終了となり、大変お世話になった薄井係長に見送られながらバスは、また渋滞の中を新宿のホテルへと向かう。ここでも夜の新宿について情報交換(予習)、ロードマップ(計画)策定に余念がない。あくまでもタフ(元気)で躍動的(賑やか)、意欲的(どん欲)な技士会御一行様であった。

技士会会員の皆さん、機会があればぜひ現場研修旅行に参加されることをお勧めします！有意義な研修になること、まちがい無しです!!



## 研修会資料の概要報告

島根県農林建設業協会連合会主催の研修会資料から、その概要を抜粋しました。

平成17年度農業農村整備事業においては、特に次の事に重点が置かれる。

### 1. 既存ストックの有効活用を重視した保全管理

新規整備から保全管理・更新整備へ施策の重点を移す中で、基幹水利施設等の有効活用に向けた保全管理対策等一層の推進を図る。

### 2. 農業の構造改革を推進する生産基盤整備

農業の構造改革の加速化を図るため、ハード整備とソフト対策の連携の強化を図ると共に、土地利用調整機能の活用や多様な担い手の参入条件整備等を推進する。

### 3. 地域再生に資する活力ある美しいむらづくり

国民共通の財産として景観や環境と調和した美しいむらづくりや、災害に強い安全・安心な農村の形成を図る防災対策を推進する。

事業の進め方の改革に向けた取り組みの推進

### 1. 施策連携の強化を通じた地方の裁量度の拡大

地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大・省、局庁の枠を超えた施策連携の強化・地域の視点に立った補助金改革

省間の連携強化(汚水処理施設・農業集落、漁業集落排水施設・公共下水道・浄化槽)及び道路(農道・林道・地方道)の整備に係る連携}

局庁間の連携強化(林野庁の生活環境整備に係る工種を追加し、農村振興局・水産庁が実施するむらづくり整備を市町村策定の「むらづくり計画」に位置付け一体的に実施}

### 2. 事業の重点化

採択要件引き上げ等の事業の重点化を推進

採択要件の引き上げ(田園空間整備事業の採択要件)

生活環境整備の重点化(農村生活環境の整備を農業生産基盤整備と関連するものに重点化)

### 3. ハードからソフトへの政策手段の転換

地域における新たな政策課題に機動的に対応するため、公共予算の一部を非公共予算にシフトして幅広い分野で実施

バイオマスタウン構想・元気な地域づくり

### 4. コスト縮減の推進

効率性の向上・設計等の最適化・調達最適化・地域特性の重視・透明性の向上

## トピックス TOPICS!

### “道路より赤ん坊”～ある新聞記事より～

道路より赤ん坊。イタリア・ナポリ近郊の山村、ラヒアーノでは昨年、子供が生まれた家族に一万円(約百四十万円)を渡している。大盤振る舞いの原資は公共工事にかつての半分に減らすなどしてねん出。「道が新しくても使う人が減っては意味がない」とロッコ・ファベリ(ナ村長(52))。「子供は最大の投資対象だ」経済協力開発機構(OECD)加盟国平均で、女性が生涯に産む子供の数を表す出生率は三十年間に二・四から一・六に低下。人口減は社会の活力を脅かしかねない。

(日経新聞より転載)

日本においても、少子高齢化が叫ばれてから久しい。日本の人口は来年、2006年をピークに減り始めるとみられている。

『公共工事費用が赤ちゃんへ...』

この記事は、出生率が日本よりわずかに低いイタリアのことであるが、いずれ我々にもふりかかってくる問題であるだろう。少子高齢化との戦い この新たな「敵」も、もうすぐそこまでやってくる...

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、1人の女性が生涯に産む子供の数の平均を示す。

|      | 1975 - 1980 | 2000 - 2005 |
|------|-------------|-------------|
| 日本   | 1.81        | 1.32        |
| イタリア | 1.89        | 1.23        |

参考: United Nations(2003) World Population Prospects

# 「建設共済制度」のご案内(お願い)

## 1. はじめに

(財)建設業福祉共済団の建設共済は、(社)全国建設業協会との特約により建設業界から生まれた法定外労災補償制度で、現場に従事する労働者が、業務・通勤災害で死亡、重度の障害、傷病を受けた場合に共済金を支払う制度です。

## 2. 建設共済制度の特長

契約者の施工現場で就労する全労働者を無記名補償。

給付範囲は業務上または通勤災害による死亡、身体障害1級～7級、傷病1～3級まで。

共済金は事業主(契約会社の口座)へ速やかな支払い。

事業主(共済契約者)も無料補償。

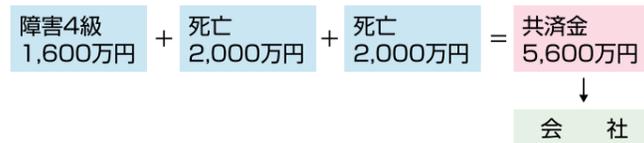
非営利事業なので掛金が安い。

被災者の子に返済不要の奨学金給付。

経営事項審査で加点対象。

一事故で多数被災した場合及び複数の事故についてもそれぞれ補償。

《例》1事故で2人死亡、1人障害4級のととき(共済金区分2,000万円)



同一現場で元請、下請がともに加入していて、下請の労働者が被災した場合にはそれぞれへ重複支払い。

《例》1事故で下請の労働者が1人死亡のととき(元請、下請とも共済金区分2,000万円)



## 3. 補償範囲を死亡・障害1～7級(傷病1～3級)に限定している理由

(社)全国建設業協会と特約で発足した経緯から、会員の多数が中小業者で占めており、災害発生時の労災保険上積みでの法定外補償問題は重要なテーマで、特に死亡・再就労不可能な大きな障害に対し追加補償の創設が期待された。

国の労災保険は強制加入で、労災事故に対する第一義的な補償の備えは出来ており、負傷の場合も治療費の全額、賃金の60%休業補償や障害が残った場合も補償給付がある。

当制度は、国の労災保険制度に追加して補償を行う場合の万が一の備えの性格から、特に補償を必要とするケースが多いと思う重度な災害を対象とされている。

## 4. 福祉共済団の近代化公益事業の概要

一般助成(内容省略)

特別助成

都道府県建設業協会が主体となって行う事業及び建設会館等の新設・改修事業に対し、運営専門委員会・理事会の承認を得た上で、実施する。

イ. 会館の新設にあつては当該事業費の2/3以内でかつ県協会5,000万円、地区協会2,000万円を上限とする。

ロ. 同改修事業にあつては当該事業費の1/2以内でかつ県協会3,000万円、地区協会1,200万円を上限とする。

育英奨学事業

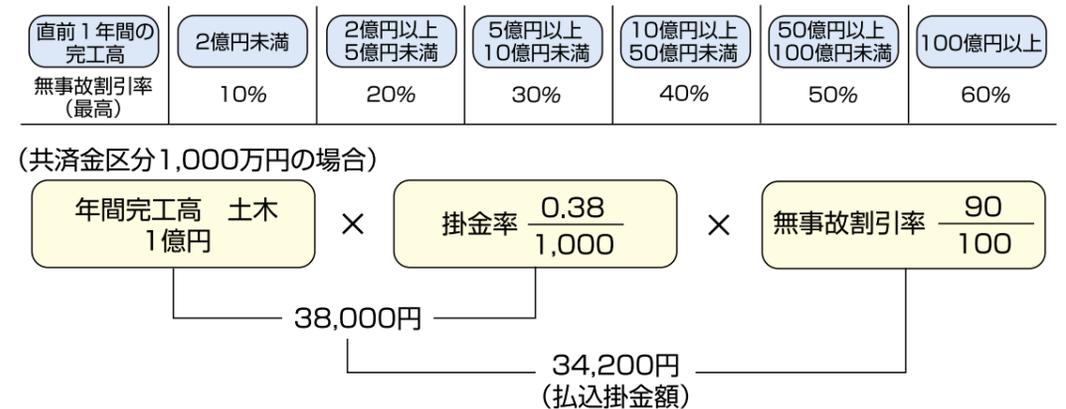
当団の建設共済制度により共済金が支払われた死亡・障害及び傷病1～3級に該当する被災者の子が対象となります。

調査研究事業

## 5. その他

この法定外労災制度に加入されると、経営事項審査において労働福祉の状況の中で加点評価されます。

共済掛金は、年間完成工事高契約となります。(新規契約から無事故割引摘要)



パンフレット・加入申込書等の資料が必要な方は、出雲支部事務局にあります。

## 6. 建設業協会出雲支部からのお知らせ

建設共済の概要であります。(株)出雲建設会館は既にご通知致しました通り隣接していた(財)出雲建設労働者研修福祉センター(サントピアいずも)の解散、解体に伴い跡地利用の観点から大津町地元住民の強い要望、出雲市役所の要請もあり、大津小学校の校庭拡幅計画で移転新築の計画を進めております。

この新築にあたり、(財)建設業福祉共済団の特別助成事業であります、支部建設業協会会館の2,000万円助成の申請を計画致しております。

その申請に当りましては、加入率の促進に努め目標達成(70～80%)が是非必要でありますことから、未加入の方々に格別なご理解、ご協力を頂きますようお願い致します。

(各企業とも既に同等種の補償保険制度に加入済と存じますが、更新契約時に保証額、掛金など比較検討され、当制度に切替えをご計画願います。)

現在の加入率 (H17.1.14現在)

出雲支部 会員数129社 既加入会員59社 加入率 45.74%

# 建設業一回メモ

(事務局だより)

事務局で最近気をついた項目をメモしました。今後の取り扱いに注意しましょう。

## ◎島根県の建設工事低入札価格調査制度の改正

島根県総務部、農林部、土木部から発注される建設工事に係る入札について低入札価格調査制度の内容が一部改正され、平成16年10月1日から施行されています。

制度の内容

請負対象額1億円以上の工事で、調査基準価格を下回る金額で入札した者について書類の提出を求め調査を実施する。

ポイント

対象範囲の拡大(2億円以上の工事 1億円以上に改正)

低入札価格調査の判断基準の明確化、調査資料様式の制定

低価格で契約した工事の契約保証引き上げ・前払金引き下げ

## ◎排出ガス対策型建設機械の使用

島根県土木部では、建設工事において作業環境の改善及び機械施工が大気環境に与える負荷の低減など環境対策を推進する上から、平成16年10月1日以降発注される工事から取扱が改正されています。

指定は、特記仕様書に明示される。

確認は、請負者から提出する施工計画書と使用された機械を現場、工事写真で確認する。

対策型機械の「指定ラベル」貼付写真を提出する。

## ◎監理技術者制度運用マニュアルの制定

平成6年12月作成の「監理技術者資格者証運用マニュアル」が廃止され、新しいマニュアルが、平成16年度より制定されています。

監理技術者等の専任期間

工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本となるが、次に掲げる期間は専任を要しない。(いずれの場合も、発注者と書面で明確な場合)

契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所設置、資機材搬入、仮設工事等が開始されるまでの間)

工事用地確保未了、埋蔵文化財調査等により、全面的に一時中止している期間

橋梁、ポンプ、エレベータ等の工場製作のみが行われている期間

工事完成後、検査が終了し、事務手続、跡片付け等のみが残っている期間

## ◎建設産業新分野進出支援事業助成金交付要領の一部改正

平成17年1月4日から同要領を一部改正し、調査研究等の充実と助成制度の利用促進を図ることとされました。

改正前 建設業者又は建設関連業者が共同で実施するものが対象

改正後 建設業者又は建設関連業者が単独で実施するものも対象とします。



# C O N T E N T S

- 巻頭言／中筋 豊通〔(社)島根県建設業協会出雲支部長〕……1
- 新年のご挨拶
  - ／村川 義行〔出雲警察署長〕……………2
  - ／門脇 廣〔出雲土木建築事務所長〕……………3
- 島根県CALS／ECの取組みについて……………4
  - ／島根県土木部技術管理室 企画調査グループ
- 廃棄物処理法の改正について……………5
  - ／島根県環境生活部廃棄物対策課
- 表彰一覧……………7
- 年男の抱負／高橋 理旦〔(株)御船組〕……………9
  - ／樋野 武年〔昭和開発工業(株)〕……………10
  - ／橋本 精吾〔(株)フクダ〕……………11
- 技士会現場研修視察行状記
  - ／梶谷 隆〔(有)梶谷建設〕……………12
- TOPICS! ～ある新聞記事より～……………13
- 参考資料 ～研修会資料の概要報告～……………14
- お知らせ ～「建設共済制度」のご案内(お願い)～……………15
- 参考資料 ～建設業一口メモ～……………17
- 編集後記／飯塚 強〔経営改善研究委員〕……………18